

「朝の子どもの居場所づくり事業」のご案内

朝の子どもの居場所づくり事業とは？

- ◆小学校の始業前に、学童施設などを利用して、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、心豊かで健やかに育まれる環境をつくります。
- ◆保護者の方がお仕事などで、朝、早く出かけてしまい、お子さんが一人になってしまうご家庭の方、また、地域の方や他学年のお子さんとの交流をさせてみたい方は、ぜひ、ご利用ください。

※原則として、保護者の方または保護者が指定する方がお子さんを学童施設まで送ってください。
その後、登校時間まで、スタッフがお子さんを見守ります。



実施概要

- ◆子どもたちの見守りや活動の支援など、地域の方々のご協力を得て事業を実施しています。なお、事業の運営は、民間事業者に委託をしています。

| 実施場所（事業者） | 場所（住所） | 電話番号 |
|---------------------|----------------------|---------|
| 大磯学童保育所（株式会社 明日葉） | 大磯小学校体育館1階（大磯町東小磯3） | 61-5718 |
| 国府学童保育所（社会福祉法人 恵伸会） | 国府小学校に隣接（大磯町月京18-26） | 72-3274 |

- 実施期間：1学期開始日から3学期終了日まで（登校日） ※土日祝は除く
- 実施時間：午前7時15分から登校開始時間まで
- 活動内容：自主学習、交流活動、など
- 参加対象：町立小学校に在学中の児童
- 利用料等：利用料は無料。ただし、登録保険料として児童1人300円を徴収

土日祝に運動会や授業参観等が
あっても、開所はありません！

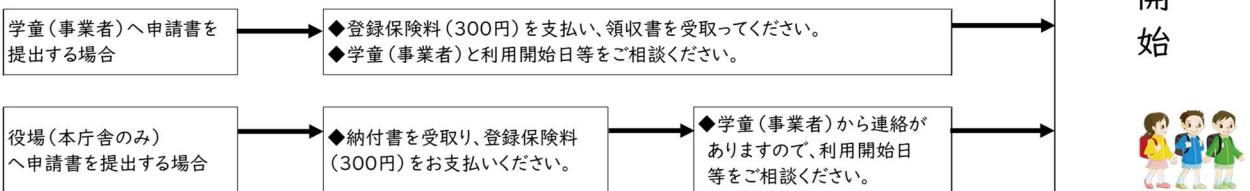
登録の流れ

【年度当初から利用する場合】

役場（本庁舎のみ）へ申請書を提出し、登録保険料（300円）を支払い、領収書を受取ってください。

提出期限：令和8年3月2日（月）から令和8年3月19日（木）

【年度途中から利用する場合】※令和8年4月1日（水）以降に手続きしてください



登録保険料

- ◆近年、登録保険料（300円）のお支払いがなされないまま、当事業を利用するご家庭が見受けられます。登録保険料（300円）は、お子様の万が一に備える保険料に充てられます。
必ず申請書の提出と一緒に、登録保険料（300円）をお支払いください。
- ※入金された登録保険料は、返金できませんのでご了承ください。
- ※お支払いの際は、お釣りがでないようにご協力をお願いします。
- ◆年度途中から利用する場合、利用開始日の1週間前までに、手続きをお願いします。

出欠の連絡

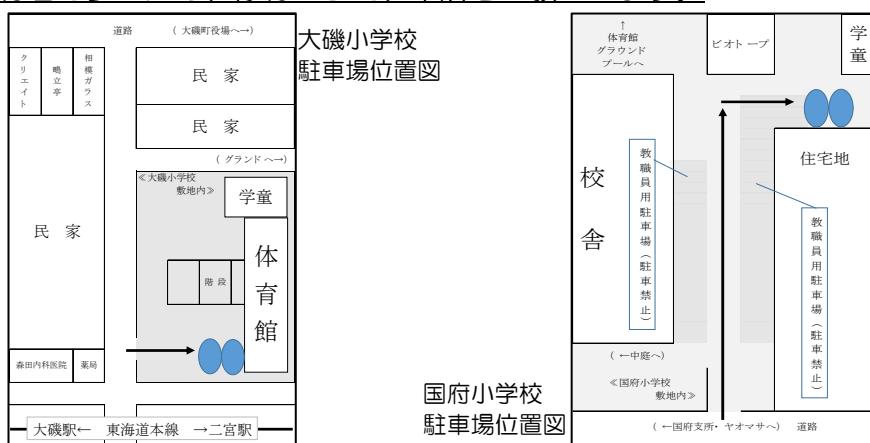
- ◆保護者の方または保護者が指定する方が午前8時10分までに学童保育施設まで責任を持って送り届けてください。午前8時10分までに来所が難しい場合は、事業者へご相談ください。
- ◆利用方法《出欠の連絡が必要な場合は、必ず実施場所（事業者）へご連絡を！》
 - ・定期利用（毎日、もしくは決められた曜日に利用）の方は、欠席する場合のみ、前日の午後5時までにご連絡をお願いします。
 - ・随時利用される方は、前日の午後5時までに利用の旨の連絡をお願いします。
 - ・利用日の当日に、欠席することになった場合は、午前7時から7時15分の間にご連絡をお願いします。（アプリで連絡をお願いする場合もあります）

留意事項

- ◆天候等により各小学校が休校、または登校時間を遅らせる対応をする場合は、実施を中止します。
- ◆車で来所される場合、必ず、所定の場所に駐車するようにご協力をお願いします。
また、付近の道路は歩行者も多いため、徐行のうえ、来所をお願いします。

所定の場所：

※各校2台ずつとなります。
その他の場所については、
教員用等の駐車場のため、
駐車はご遠慮ください。



- ◆学校行事や、お子さんの安全確保に困難が予想される場合は、前日までに登録申請書に記載されている電話番号またはメールアドレスへご連絡いたします。
- ◆朝食等の提供はありません。
- ◆本事業は「お子さんをお預かりする事業（保育）」ではありません。地域の皆さんにご協力いただき、小学校始業前に安心・安全な居場所を提供する事業です。
- ◆安心・安全な居場所が提供できないと判断した場合、当該児童に対して利用をお断りする場合があります。
- ◆やむを得ない事情により、急きょ事業を中止または変更となる場合があります。

問い合わせ先

町民福祉部 子育て支援課 子育て支援係

TEL：0463-61-4100（内線305・306） mail：kosodate@town.oiso.kanagawa.jp